

○建設業法施行令第二十七条の五第一項第一号から第三号までに掲げる者と同等以上の学歴又は資格及び実務経験を有する者を定める件（昭和三十七年建設省告示第二千七百五十五号）の一部を改正する告示案新旧対照条文（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第二十七条の五第一項第四号の規定により、同項第一号から第三号までに掲げる者と同以上の学歴又は資格及び実務経験を有する者を次のとおり定める。</p> <p>一〜二十四（略）</p> <p>二十五 受検しようとする種目が管工事施工管理である場合においては、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）による技能検定のうち検定職種を一級の配管とするものに合格した後同種目に関する指導監督的実務経験一年以上を含む五年以上の実務経験を有する者（同法による技能検定のうち検定職種を職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和四十八年政令第九十八号）による改正前の職業訓練法施行令による一級の空気調和設備配管若しくは給排水衛生設備配管とするものに合格した者又は同法附則第二条の規定による廃止前の職業訓練法（昭和三十三年法律第三百三十三号）による技能検定のうち検定職種を一級の配管工とするものに合格した者を含む。）</p> <p>二十六 受検しようとする種目が造園施工管理である場合においては、職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を一級の造園とするものに合格した後同種目に関する指導監督的実務経験一年以上を含む五年以上の実務経験を有する者</p> <p>二十七〜二十九（略）</p>	<p>建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第二十七条の五第一項第四号の規定により、同項第一号から第三号までに掲げる者と同以上の学歴又は資格及び実務経験を有する者を次のとおり定める。</p> <p>一〜二十四（略）</p> <p>二十五 受検しようとする種目が管工事施工管理である場合においては、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）による技能検定のうち検定職種を一級の配管とするものに合格した者（同法による技能検定のうち検定職種を職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和四十八年政令第九十八号）による改正前の職業訓練法施行令による一級の空気調和設備配管若しくは給排水衛生設備配管とするものに合格した者又は同法附則第二条の規定による廃止前の職業訓練法（昭和三十三年法律第三百三十三号）による技能検定のうち検定職種を一級の配管工とするものに合格した者を含む。）</p> <p>二十六 受検しようとする種目が造園施工管理である場合においては、職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を一級の造園とするものに合格した者</p> <p>二十七〜二十九（略）</p>